

# 政治(学)批判からポリティカル・エコノミー批判へ — 初期マルクスの「国家形態」論

隅田聡一郎 | オルデンブルク大学客員研究員

## I

### 階級論なき国家批判

マルクスは、1843年10月にパリでポリティカル・エコノミー研究を開始した直後の「経済学哲学手稿」、そしてブリュッセル移住後の「抜粋ノート」において、政治(学)および国民経済学の両体系を批判する構想を書き留めている(柴田[1973]:60)。また、エンゲルスとの共同作業を開始して「ドイツ・イデオロギー」(以下、「ド・イデ」)諸草稿を執筆する以前に、マルクスは『政治(学)および国民経済学の批判』という2巻本を出版社と契約していた。しかし、この構想はその後、ポリティカル・エコノミー批判すなわち『資本論』の執筆に取って代わられることになる。つまり、マルクス自身は結局のところ政治(学)批判の遂行を中断したわけである。だが、本稿で検討するように、「ヘーゲル国法論批判」(以下、「国法論批判」)草稿や論文「ユダヤ人問題によせて」、そして同時期の「抜粋ノート」において、私たちはマルクスの政治(学)批判を垣間見ることができる。

ところで、MEGA 第IV部に収録された「1844-1847年の手帳」には、44年11月に執筆されたと推定される政治(学)批判プランに関する覚書が残されている。

「1) 近代国家の成立史あるいはフランス革命。

政治制度 Wesen の自己顕示。古典古代国家との混同。ブルジョワ社会 Bürgerliche Gesellschaft にたいする革命家たちの関係。ブルジョワ制度と国家制度へのあらゆる要素の二重化。

2) 人権宣言と国家の憲法。個人的自由と公的権力。

自由、平等および統一。人民主権。

3) 国家とブルジョワ社会。

4) 代議制国家と憲章。

立憲的代議制国家と民主主義的代議制国家。

5) 権力の分割。立法権力と執行権力。

6) 立法権力と諸々の立法団体。諸々の政治クラブ。

7) 執行権力。中央集権化とヒエラルヒー。中央集権化と政治的文明化。連邦制度と産業主義。

国家行政と自治体行政。

8') 司法権力と法権利

8'') 国民性と人民。

9') 諸政党。

9'') 選挙権、すなわち国家とブルジョワ社会の止揚のための闘争。(MEGA IV/3, 11)

しばしば批判されるように、マルクス自身の政治理論は、19世紀末によく定着したりベラル・デモクラシーの政治システム(三権分立、代議制、立憲主義など)を本格的に検討したものではない(大藪[1996]:258, Demirovic [1997]:Ch. 4)。したがって、この覚書からマルクスの政治(学)批判を再構成することは一見すると有意義であるように思われる。しかし、ポリティカル・エコノミー批判の観点から「国家の導出」を試みる「形態分析 Formanalyse」を重視するならば、初期マルクスの政治思想を無批判に考察することは問題含みである<sup>※1)</sup>。なぜなら、ポリティカル・エコノミー批判から切り離してマルクスの政治理論を再現することは、政治システムそれ自体の分析、すなわち「政治の自律性」という問題構成に陥ってしまうからだ。1970年代の西ドイツで展開された「国家導出論争」(以下、「導出論争」)では、このような「政治の自律性」に対する批判が共有されていた。現代でも、「マルクスの新しい読み方」潮流のミハエル・ハインリッヒは、初期マルクスの国家論がポリティカル・エコノミー批判と結びついていないために啓蒙主義的な規範論にとどまっていると指摘している(Heinrich[2004]:Ch. 11)。たしかに、初期マルクスの国家論は「唯物論的方法」<sup>※2)</sup>やポリティカル・エコノミー批判を欠いているが、だからといって考慮に値しないものなのだろうか。

エンゲルス以降、「伝統的マルクス主義」(Postone[1993]:7)の国家論は、『共産党宣言』(以下、『宣言』)や「フランス3部作」の「階級国家論」を重視し、それを「階級歴史貫通」的な国家論へと体系化してきた。一方、マルクス自身は1850年代以降にポリティカル・エコノミー研究をさらに進展させ、『ニューヨーク・デイリー・トリビューン』紙への寄稿論文などにおいて、ブルジョワ社会が最も発展したイングランドを本格的に分析するようになる。そこでは、産業資本主義の発展にともなう階級対立の激化を反映した、いわゆる「ブルジョワ国家」論が展開されていた(大藪[1978]:第4章)。しかし、私たちの課題はマルクスにおける階級国家論の形成過程を追跡することではない。むしろ、初期マルクスの政治(学)批判の核心は、階級論なき国家批判にあると思われる。つまり、初期マルクスの国家論は、伝統的マルクス主義が重視する階級国家論がまだ定式化されていないため、マルクスの国家批判に固有のモチーフである「国家の形態分析」を見いだすことができるのだ。じじつ、マルクス主義批判者が想定するのは反対に、そもそも近代社会における階級対立の分析それ自体はマルクスに独自のものではなかった。よく知られているヴァイデマイヤーに宛てた手紙(1852年)において、マルクスは次のように述べている。

「ところで私について言えば、近代社会における諸階級の存在を発見したのも、諸階級相互間の闘争を発見したのも、別に私の功績ではない。ブルジョワ歴史家たちが私よりずっと前に、この階級闘争の歴史的発展を叙述したし、ブルジョワ経済学者たちは諸階級の経済的解剖学を叙述していた。私が新たに行ったことは、(1)諸階級の存在は生産の特定の歴史的発展段階とのみ結びついているということ、(2)階級闘争は必然的にプロレタリアート独裁に導くということ、(3)この独裁そのものは、一切の階級の廃絶への、階級のない社会への過渡期をなすにすぎない、ということを証明したことだ。」(MEGA III/5, 76)

もちろん、別稿で検討したように、階級支配や階級闘争との関連で資本主義国家を把握することは、マルクスの国家批判にとって不可欠であることは疑いない(隅田[2020a])。しかし、後のポリティカル・エコノミー批判において重要なのは、国家の公的性格、言い換えれば、諸階級から外観上分離した国家の「一般性」であった。じじつ、階級国家論を批判した旧ソ連の法学者パシュ

カーニスもまた、公的国家と私的ブルジョワ社会という二項対立図式を強調している。「交換行為と結びついた関係、すなわち特に私的な関係が、事実上の権力的支配とならんで、またはそれとは独立して現れたとき、権力的支配は公共性という明確で法的な性格を獲得する」(Paschukanis[2003]:114)。

「導出論争」においては、こうした観点から『宣言』以前の初期作品を重視する論者も存在した。特にヘルムート・ライヒェルトは、「国法論批判」における「形態」と「内容」の二元論に着目し、初期マルクスの国家論が後のポリティカル・エコノミー批判としての「形態分析」に接合可能であると主張している(Reichelt[1974]:XLVIII)。ヨアヒム・ヒルシュもまた、「国法論批判」などの初期作品から、「社会的に一般的なものは、社会から分離したもの〔国家の「政治的共同性」〕として現象する」というテーゼを導いている(Hirsch[2005]:26)。さらに、アラン・ウルフは、「経哲手稿」の「疎外された労働」論に着想をえて、「ド・イデ」諸草稿の「幻想的共同体」論を「疎外された政治」論として発展させた(Wolfe[1974])。彼によれば、資本主義国家は、たんなる階級支配の道具ではなく、現実的な共同性を歪曲した政治システムを再生産するものにほかならない。初期マルクスの国家論を重視する「導出論争」の当事者たちは、『宣言』に典型的な「階級国家論」ではなく、ヘーゲル-マルクスのパースペクティブを重視する傾向にあった(Gold et al.[1975])。

平子友長が要約しているように、古典古代以来の市民社会 *societas civilis* は、西欧近代において近代国家(ステイト)と市民(ブルジョワ)社会に分裂する(平子[1984]:224)。ヘーゲルは『法哲学』第3部「人倫」において、この分裂状態を「家族」「ブルジョワ社会」「国家」の3部構成として把握している。そして、マルクスが「国法論批判」で考察した第3章「国家」において、ヘーゲルは家族とブルジョワ社会をまとめて「国家の概念的領域」(MEGA I/2, 7)すなわち「国家の前提」(ibid., 8)として再規定している。ヘーゲルによれば、近代のブルジョワ社会における「自分自身の諸利益を目的とする私的諸人格」(Hegel[1970]:343)は、かつての市民社会における公民 *citoyen* ではなく、ブルジョワ *bourgeois* であった。初期マルクスの国家批判は、こうしたヘーゲル法哲学に由来する近代国家とブルジョワ社会の「二元主義」(渡辺[1989]:34)を素材として、公的領域と私的領域の分離および結合を主題としたのである。そして、アンドレアス・アルントが指摘したように、近代的二元主義を把握したヘーゲルの法哲学は、初期の政治(学)批判のみならず、後期

のポリティカル・エコノミー批判においても引き継がれることになる(Arndt[2014])。

## II

### ヘーゲル法哲学批判とは何だったか

初期マルクスの政治(学)批判は、実践的にはプロイセン統治下のライン州における政治問題、そして理論的にはヘーゲルの『法哲学』を題材としていた。マルクスは、1842年から43年にかけて、『ライン新聞』の寄稿者および編集長として、具体的な政治分析を展開している。たとえば、州議会の代表制、出版の自由、そして自身が初めて経済問題に直面した「木材窃盗取締法」といった問題である。たしかに、『ライン新聞』時代のマルクスは、ルゲのヘーゲル国家論批判の影響を受けて、『ドイツ年誌』に寄稿するためにヘーゲル立憲君主制の批判を企てていた(MEW 27, 397)。しかし、渡辺憲正が指摘しているように、この時点でのマルクスは「国家」を「人倫的理念の現実性」として把握したヘーゲル法哲学の枠内にとどまっている(渡辺[1989]:第1章)。その後、43年初頭に政府から発禁処分を言い渡されて『ライン新聞』編集部を脱退して以降、マルクスは43年3月から9月にかけて、ヘーゲル法哲学の批判に本格的に取り組むことになる。この「国法論批判」執筆期の後半(7・8月)には、「クロイツナハ・ノート」と呼ばれる抜粋ノートが作成され、フランス・イングランド・プロイセン・アメリカ・スウェーデンなどの近代国家形成史、そしてルソー『社会契約論』、モンテスキュー『法の精神』、マキャヴェッリ『ディスコルシ』といった政治思想が検討される。さらに、この時期には、ルゲとともに『ライン新聞』に代わる新たな雑誌が構想され、44年2月に『独仏年誌』が発刊されるに至る。

初期マルクスの先行研究においても、とくに「国法論批判」は、史的唯物論者・共産主義者以前のマルクスが「民主制」を肯定的に論じた作品として注目されてきた。『独仏年誌』にマルクスが掲載した2つの論文(「ユダヤ人問題によせて」「ヘーゲル法哲学批判序説」)では、「国法論批判」における政治的解放論が自己批判されると同時に、ブルジョワ社会を変革する担い手として「プロレタリアート」が発見されることになる。そのため、マルクスがこのわずか1年半(1843-44年)という短い期間でいかにして理論的転換をはかったのかが研究の対象となってきた。いわゆる「カール・マルクス問題」は、

後の「経哲手稿」や「ド・イデ」といった諸草稿の研究を中心に、ブルーノ・バウアーらヘーゲル左派との関係や哲学的問題構成からの脱却をめぐる、大きな論争となってきたのである(McLellan[1970])。とはいえ、本稿ではマルクスの理論的転換をトータルに論じることはできないので、後のポリティカル・エコノミー批判との関連でヘーゲル法哲学批判の主題を検討しておこう。マルシオ・シェーファーが近年明らかにしたように、マルクスのヘーゲル法哲学批判は、後のポリティカル・エコノミー批判としての「形態分析」に接合することで、はじめてその意義を理解することができる。

「国家の導出」において初期作品を重視するライヒェルトは、マルクスが「国法論批判」において、すでに抽象的ではあれ、国家の社会からの分離を、特定の社会構造に由来するものとして把握していたと主張する(Reichert[1974]:XXXVIII)。しかし、そもそも近代国家とブルジョワ社会の二元主義という問題構成はマルクスに独自のものではない。むしろ、シュアートそしてスミスからポリティカル・エコノミー研究を摂取し、古典古代以来の「市民社会」やシトワイアンといった伝統的概念を完全に放棄することで近代的二元主義を把握したのは、何よりもヘーゲルの功績である(Riedel[1969]:151ff.)。「国法論批判」の問題構成を理解するために、私たちはヘーゲルとマルクスの差異よりも、両者の同一性にまずは着目しなければならない(細見[1979]:第1部、有井[1987]:第2章)。ピーター・ヒューディスも述べているように、むしろマルクスは、政治的国家とブルジョワ社会の二元主義という近代の転倒した社会的関係をヘーゲルがよく擲んでいることを評価していたのである(Hudis[2012]:50)。例えば、マルクスは「国法論批判」において、ヘーゲルが把握した近代的二元主義を次のように要約している。

「国家としての国家という抽象は、近代にこそはじめて属する。なぜなら私的生活という抽象が近代にこそはじめて属するからである。政治的国家という抽象は一つの近代的産物である」。(MEGA I/2, 33)

テキストそれ自体が『法哲学』の逐条的解釈であるため、ヘーゲルの叙述の要約とそれに対するマルクスの批判を区別することが肝要だが、この記述は前者に該当する。近代の二元主義とは反対に、中世においては「私的領域の一つ一つが政治的性格をもち、すなわちそれは政治的領域である。言い換えれば、政治はまた私的領域の性格でもある」(ibid., 33)。そのため、中世で

は、近代のように私的領域を政治的領域から抽象して分離することはできない。「近代においては、国家理念は「たんに政治的な国家」という抽象においてでしか、換言すればブルジョワ社会のそれ自身からの、すなわち自らの現実的状态からの抽象においてでしか現象しなかった」(ibid., 123)。ヘーゲルが的確に把握したように、近代の二元主義においては、政治的領域から私的領域が捨象されると同時に、私的領域から政治的領域が捨象されている。つまり、両領域が実在的に抽象化しているからこそ、ヘーゲルは近代の二元主義を抽象的に思考できたのである。それでは、マルクスのヘーゲル法哲学批判の要点はどこにあるのだろうか。

「国法論批判」におけるマルクスの主題は、ライヒェルトが言うように近代の二元主義をブルジョワ社会の矛盾から基礎づけることではなく、ヘーゲルの表現方法、すなわち「理念を主体として描く神秘主義」に対する批判にあった。このことは、フォイエルバッハの「主語-述語の転倒」論の影響に着目する先行研究ではあまり重視されていない<sup>❖3)</sup>。しかし、後の著作化のためにマルクス自身が作成した索引 Index(MEWに未収録)からは、マルクスの批判が主としてヘーゲル哲学の「論理学的神秘主義」に向けられていたことがわかる。該当箇所を引用しておこう。

「体系的展開の二重化。I, 3, 4.<sup>❖4)</sup>

論理学的神秘主義。II, 8. III, 9. 神秘的表現方法。同、例えば第267節IV13・14。

主体としての理念。VI, p. 15.16. (現実的主体こそが単なる名称となる。)[……]

XXVI, 2. XXVIII. XXX, 3. XXXI, 3. XXXII, 2. XXXIV, 2, 3, 4. p. XXXVII; 2. 矛盾 XXXIX.」(ibid., 138)

すでに見たように、ヘーゲルにとっても、家族とブルジョワ社会は国家の諸前提であり、国家の現実的な部分である。しかし、マルクスによれば、ヘーゲルの思弁的展開においては、家族とブルジョワ社会という「現実的な主体」が理念の「非現実的な契機」として転倒させられる(ibid., 8)。「家族とブルジョワ社会は現実的理念によって動かされており、家族とブルジョワ社会を国家へと統合するのは、家族とブルジョワ社会自身の生活史ではない。むしろ、理念の生活史が家族とブルジョワ社会を自己から振り分けたのである」(ibid., 9)。さらにマルクスは、ヘーゲルが第3部「人倫」の「国家」章で展開した、家族およびブルジョワ社会から国家への移行に

ついて、次のように述べている。

「したがって、家族とブルジョワ社会の政治的国家への移行は、家族等々の特殊の本質と国家の特殊の本質から導出されるのではなくて、必然性と自由との一般的関係から導出される。これは論理学において本質の領域から概念の領域へと入っていく場合になされる移行と全く同様である。」(ibid., 10-11)

ここで注意すべきことだが、マルクスの批判は、ヘーゲルが実在的なものを観念的なものに誤って翻訳していることに向けられたものではない(Arndt[2011]:ch. 5)。なぜなら、マルクスはヘーゲル論理学の「思考諸規定」それ自体を否定しているわけではないからだ。「一つの抽象化という純粋な自己規定が他方の極である純粋な自然性[……]に跳躍することが思弁的なのではない。思弁的なのは、これが「概念の移行」と呼ばれて完全な矛盾が同一性と称され、この上ない不整合が整合と称される点にある」(MEGA I/2, 35)。それゆえ、シェーファーが指摘しているように、マルクスの批判はヘーゲルが採用した論理学的な「移行」の前提に向けられている。すなわち、「概念が[主観的概念から]客観性へと実在化するさいに、概念把握する思考が自己自身を再発見する」というヘーゲルの表現方法である(Schäfer[2018]:86)。要するに、ヘーゲル哲学の思弁的性格は、概念把握する思考それ自体ではなく、「概念の移行」において思考が自らを再発見するという点にあるのだ。じじつ、マルクスは後の『聖家族』(1844年11月)においても次のように述べている。

「一方で、ヘーゲルは哲学者が感性的直観と表象とを媒介として、一つの対象から他の対象に移行する過程を、詭弁的なたくみさで、想像的な悟性存在そのものの過程として、絶対的主体の過程として、叙述するすべを知っている。だが他方で、ヘーゲルは、非常にたびたび、思弁的叙述の内部で、現実的な、事そのものを捉える叙述をしている。思弁的展開の内部におけるこうした現実的展開は、読者をまよわせて、思弁的展開を現実的と思わせ、現実的展開を思弁的と思わせるのである。」(MEW 2, 63)

すでに見たように、マルクスは、ヘーゲルが「現実的理念」を主体としながらも、近代の二元主義という「現実的な、事そのもの」を把握したことを評価していた。

つまり、ヘーゲル自身は思弁的展開においてまさに現実的な展開を叙述しているのである。それゆえ、マルクスは、ヘーゲルが観念的で一般的な理念から、現実に存在する政治体制を展開したことをたんに批判したわけではない。ましてや、マルクスのヘーゲル批判は、しばしば伝統的マルクス主義が主張するように、国家の観念性や一般性にたいして、ブルジョワ社会の実在性や経験性をただ対置したわけではない。なぜなら、ヘーゲルと同様にマルクスにとっても、対抗関係にある政治的国家とブルジョワ社会は、あくまでも存在論的に同位にあるからだ。マルクスによるヘーゲル批判のポイントは、論理的な「概念の移行」が、いかにして実在哲学(ブルジョワ社会と国家の二元主義)において再現されるのかという点にある(Schäfer[2018]:86)。以上をふまえたうえで、マルクスのヘーゲル国家批判の具体的内容を検討しておこう。

### III

## ヘーゲル国家論批判

すでに見たように、『ライン新聞』時代のマルクスは、プロイセンの立憲君主制を批判していたが、その際に依拠していたのはヘーゲル法哲学の枠組みであり、「人倫的で理性的な共同体」としての国家概念であった。1843年1月から2月にかけて執筆された、政府の発禁処分に抗議する意見書(MEWに未収録)において、マルクスは次のように『ライン新聞』の立場を要約している。

「ライン新聞はそもそも通常の自由主義のように、とくに特定の国家形態を問題にすることはなかった。同紙にとっての問題は、主に国家の内容、すなわち自由な人間が国家の原理であるべきという意味での民主制であった。同紙は、理性的・人倫的共同体の条件が国家において現実化することを要求したのである。したがって、同紙は君主制の原理を特殊な原理とみなすのではなく、むしろそれを国家的原理一般とみなした。同紙がまさにそのことによって証明したのは、君主制国家において理性的国家が実現可能であると同紙がみなしているということだ。」(MEGA I/1, 401)

ここには、「立憲君主制」に対して「民主制」を擁護するマルクスとルーゲの立場をはっきりと示されている。し

かし、この「理性的・人倫的共同体」として国家を把握する見方は、まさにヘーゲル法哲学の立場にほかならない。じつは、プロイセン政府にあてたものであるとはいえ、この「意見書」は、「理性的国家」が現実化したヘーゲル的な立憲君主制をマルクスが擁護しているようにさえ読める。ところが、「国法論批判」のマルクスにとって、人倫的共同体すなわち「人民の定在全体としての国家」と「政治的国家」は明確に区別されるものであった(MEGA I/2, 87)。ヘーゲルは(そして以前のマルクス自身もまた)混同していたが、政治的国家としての近代国家は、もはや諸個人の人倫的共同体ではありえない。なぜなら、近代ブルジョワ社会においては人格的紐帯が解体し、諸個人が私的に分裂しているからである。したがって、シェーファーが指摘しているように、「マルクスによれば、ブルジョワ社会(政治的国家の実在的基礎)と人倫的共同体は両立し得ないのだから、近代国家すなわちブルジョワ国家と人倫的共同体は互換不可能である」(Schäfer[2018]:66)。ヘーゲルは、人倫的共同体としての国家とブルジョワ社会から分離した政治的国家を区別することができず、「今日の国家体制」、すなわち政治的国家という「独自の対象の独自の論理をつかむこと」ができなかったのだ(MEGA I/2, 101)。

たしかに、ヘーゲルは政治的国家をブルジョワ社会から分離した権力、すなわち「外的必然性」として把握したが、同時に、政治的国家をブルジョワ社会の真の根拠、すなわち「内在的目的」として把握した(ibid., 6)。マルクスによれば、ここにヘーゲルの論理的な神秘主義が内包するアンチノミーが存在する。「ヘーゲルはブルジョワ社会と政治的国家の分離を知っているが、しかし彼は国家の内部において国家の一体性が表現されていることを望んでいる」(ibid., 80)。つまりヘーゲルは、ブルジョワ社会と政治的国家の同一性を、立憲君主制・官僚制・身分制議会 Stände から構成される政治的国家において再建しようとしたのである。ここでは特に「身分制議会」についてのマルクスのコメントを検討し、ヘーゲルが「ブルジョワの生活と政治的生活の分離」を把握する一方で、それと同時に「両者の同一性を措定している」(ibid., 78)ことを確認しておこう。

「私的身分の「政治的意味と働き」はその特殊な意味と働きである。私的身分は政治的身分に転化するのではなく、私的身分として政治的なはたらきと意味をもつようになるのである。それは政治的な働きと意味を端的に有するのではない。[……]したがって、

私的身分は、ただブルジョワ社会の身分区別にしたがってのみ政治的領域へはいりこむことができる。ブルジョワ社会の身分区別は政治的区別となる。

ヘーゲルが述べたように、すでにシュテンデという言葉は、ブルジョワ社会の諸身分 Stände と政治的意味における諸身分との同一性を表現している。したがって、「以前にはもともと存在していた」統一性はもはや今では存在していないと結論づけるべきなのだ。<sup>3</sup>」(ibid., 78)

ここから読み取れるように、ヘーゲルにおいてはブルジョワ社会(私的身分)と政治的国家(政治的身分)の近代的二元主義は、近代以前のように完全に解消されるわけではない。マルクスは、ヘーゲルが近代的二元主義を一つの矛盾として考えていたことを評価していた。「ヘーゲルにおける比較的深い点は、彼がブルジョワ社会と政治的社会の分離をひとつの矛盾と感じていることである」(ibid., 80)。しかし、ヘーゲルは、「ブルジョワ社会の政治的定在である議会的要素」(ibid., 99)をつうじて、両者の分離を前提にしたままで、両者の「分離が解消するという外観」(ibid., 80)、つまり両者の「幻想的同一性」(ibid., 91)を受け入れる。というのも、すでに見たように、ヘーゲルの論理学的神秘主義においては、近代的二元主義という「完全な矛盾が、同一性と称されてしまう」(ibid., 35)からである。しかし、マルクスによれば、政治的国家をつうじて両者の同一性を再建することはできない。なぜなら、ブルジョワ社会から分離した政治的国家は、両者の分離それ自体に制約されているからである。ヘーゲルの身分制議会は、上院(土地所有者身分)と下院(商工業者身分)から構成されるが、マルクスは、土地所有者の特権化している「長子相続制」が、政治的国家ではなくブルジョワ社会の私的所有によって規定されていることに着目する。

「それゆえ、政治的国家の独立性は政治的国家それ自体の本性から出てくるのではなく、[……]むしろ政治的国家の成員たちはその独立性を政治的国家の本質ではない本質、すなわち抽象的私的権利の本質、すなわち抽象的私的所有から受け取るのである。政治的独立性は、私的所有の偶有性であり、政治的国家の実体ではない。」(ibid., 116)

ヘーゲルは私的所有を「政治的国家が規定しているのだという幻想」を抱くが(ibid., 109)、それとは反対に、

政治的国家はブルジョワ社会の本質である近代的私的所有によって規定されている。したがって、ヘーゲルが望んだように、ブルジョワ社会と政治的国家の同一性を、政治的国家の権力によって措定することはできない。いまだブルジョワ社会に関するポリティカル・エコノミー批判が欠落しているとはいえ、ここには近代的二元主義を把握したヘーゲルの「政治の自律性」に対する批判が見いだされる。ただし、「国法論批判」においてはまだ「国家の形態分析」が主題となっていない。しばしば指摘されるように、マルクスもまた、民主制や普通選挙という政治的解放、すなわち「政治の自律性」でもって近代的二元主義を克服しようとしたのである。とはいえ、「国法論批判」においてマルクスが定式化した「真の民主制」は、『ライン新聞』時代とは異なり、たんに「自由な人間が国家の原理であるべき」という意味での民主制ではなかった。「国法論批判」ではむしろ、近代的二元主義にもとづく政治的国家それ自体の解消が主張されている。

「民主制において、国家は特殊なものとしてはたんに特殊なものであるにすぎず、一般的なものとしては現実的な一般的なものであって、すなわち他の内容と区別された規定性ではない。最近のフランス人たちは、このことを真の民主制においては政治的国家が消滅するというように理解した。これは政治的国家が、政治的国家としては、体制としては、もはや全体にたいして通用しないというかぎりにおいて正しい。」(ibid., 32)

ミゲル・アバンスールが指摘しているように、ここでの政治的国家の消滅は、「政治的なもの」それ自体の消滅を意味するわけではない(Abensour[2012]:178)。すでに見たように、「国法論批判」のマルクスは、人倫的共同体としての国家とブルジョワ社会から分離した政治的国家を明確に区別していた。つまり、「社会化した人間の本質」とされる民主制は、あくまでも「政治的国家」の解消を意味するのであって、「国家体制」それ自体を止揚したものではなかった(ibid., 31)。同時期のルーゲへの手紙で述べられているように、マルクスにとって「真の民主制」とは、「人間たちの最高目的のための共同体、すなわち民主主義国家」なのである(ibid., 476)。こうして、マルクスは「国家的利害が形式的にはふたたび人民的利害としても現実性を獲得している」(ibid., 69)という意味で、政治的国家における共和制をヘーゲル的な君主制にた

いして一定程度評価する。山中隆次が要約しているように、マルクスは選挙権ならびに被選挙権の「無制限」の拡大によって、立憲国家において政治的民主主義を徹底させようと試みたのである(山中[1972]:122)。

しかし、マルクスが要求する「選挙改革」は、ヘーゲルのように政治的国家による近代的二元主義の止揚を試みたものではなく、近代的二元主義を構成する政治的国家およびブルジョワ社会の両極を克服しようとしたものであった。「したがって、選挙改革は抽象的政治的国家の内部においては、この政治的国家の解消の要求であるが、それは同様にブルジョワ社会の解消の要求でもある」(MEGA I/2, 131)。つまり、政治的共和制という形態をとった「真の民主制」は、政治的国家の解消のみならず、政治的国家と同位にあるブルジョワ社会の解消をも志向したのである。こうしてマルクスは、「国法論批判」において、近代的二元主義それ自体を克服するために、政治的国家とブルジョワ社会の構造的等価性を把握するに至った。こうした観点は後期の「国家の形態分析」にも引き継がれることになる<sup>45)</sup>。

## IV

### 『独仏年誌』以降の政治批判

渡辺が強調するように、「国法論批判」には、「ド・イデ」で素描され『経済学批判』「序言」で定式化される唯物論的歴史観、いわゆる「土台-上部構造」論は見いだされない(渡辺[1989]:33)。マルクスは、ヘーゲルのような立憲君主制という形態の政治的国家ではないにせよ、民主制や普通選挙という政治的解放によって近代の二元主義を克服しようとした。つまり、マルクスもまたヘーゲルと同様に「政治の自律性」という考えに深く浸食されていたのである。しかし、マルクス自身は、「国法論批判」執筆後の43年10月には『独仏年誌』刊行のためにパリに居を移し、ポリティカル・エコノミー研究を開始する。そして、パウアー『ユダヤ人問題』に対する批判を動機として執筆された「ユダヤ人問題によせて」において、近代の二元主義が特定の政治体制に左右されないより根源的な事態であることが確認される。マルクスはここで、「国法論批判」における「民主制」論を撤回し、政治的解放は近代の二元主義を克服するどころか、むしろそれを完成させるだけであることを発見する。この論考では、フォイエルバッハの宗教批判やヘスの貨幣批判を媒介として、政治的国家に固有の論理がブル

ジョワ社会との関係においてより具体的に展開されている。

「完成された政治的国家は、その本質上、人間の類的生活であり、人間の物質的生活に対立している。この利己的な生活のあらゆる前提は、国家の領域の外部に、ブルジョワ社会のなかに、しかもブルジョワ社会の特性として存続している。政治的国家が真に成熟をとげたところでは、人間は、ただ単に思想や意識においてばかりでなく、現実性において、生活において、天上と地上との二重の生活を営む。天上の生活とは政治的共同体における生活であって、そのなかで人間は自分を共同的存在と考えている。地上の生活とはブルジョワ社会における生活であって、そのなかで人間は私人として活動し、他の人間を手段とみなし、自分自身をも手段にまでおとしめ、疎遠な諸力の遊び道具となっている。[……]政治的国家もまた、ブルジョワ社会を再び承認し、再建し、みずからブルジョワ社会の支配を受けざるをえないのである。」(MEGA I/2, 148f.)

ここでの「完成された政治的国家」とは、当時のフランスに見られたように、私有財産にもとづく納税条件を政治的に無効化することで普通選挙権を確立した「国民的国家」を意味している。しかし、政治的解放が完成されたとしても、ブルジョワ社会においては「私的所有」の原理が消失するどころか、むしろ近代国家の前提として強化されていることをマルクスは発見する。「政治的革命は、ブルジョワ社会、すなわち欲求と労働と私的利害と私的権利の世界にたいして、それを自分の存立の基礎とするようにして、つまり何かそれ以上基礎づけられない前提、したがって自分の自然的土台とするようにして関わる *verhalten*」(ibid., 162)。ここで重要なのは、「国法論批判」で展開された近代の二元主義が、たんに公的領域と私的領域の分離としてのみならず、政治的解放によって両者がよりいっそう結合されたものとして把握されている点である。つまり、近代の政治的革命が中世の封建制において政治的性格を有していた「社会のなかの特殊な諸社会」(ibid., 160)を最終的に解体した結果、アンジャン・レジーム時代に中央集権化した公的国家は、新たに成立した私的ブルジョワ社会を自らの土台とするようにして関わるため、かえってそれにますます制約されざるをえなくなる。それゆえ、近代の二元主義を克服するためには、特定の政治体制を

変革するのではなく、現実の人間生活それ自体を変革しなければならないのである。

マルクスは、国家(天上)をブルジョワ社会(地上)の宗教になぞらえたうえで、この近代の二元主義において、人間たちが現実において「公民と私民へ分裂」し、シトワイアンかつブルジョワとして二重の生活を営まざるをえないと述べている。もっとも、直後の論文「ヘーゲル法哲学批判序説」においては、ブルジョワ社会それ自体から排除されたプロレタリアートが発見され、「ユダヤ人問題によせて」の「人間的解放」論もまたすぐさま修正されることになる(Heinrich[1999]:102)。さらに、ブルジョワ社会における現実的私民(ブルジョワ)と政治的国家における非現実的公民(シトワイアン)の対立というテーゼは、44年8月に『フォアヴェルツ』に掲載された「論文『プロイセン国王と社会改革。一プロイセン人』にたいする批判的論評」(以下、「批判的論評」)にも見いだされる。この論文は、すでに『独仏年誌』期の往復書簡のなかで袂を分かったルーゲを、国家や政治体制それ自体に「社会的欠陥」を見いだすという理由で直接批判したものであった。その背景には、44年6月のシュレジエン織工一揆をめぐる政治的見解の相違があっただけではない。「パリ・ノート」に見られるように、マルクスはE.ビュレ『イギリスとフランスにおける労働者階級の貧困』の研究をつうじて、「貧困問題 Pauperismus」についての認識を深めていたのである(MEGA IV/2, 551f)。じじつ「批判的論評」では、貧困問題に対する国家行政の介入について次のように述べられている。

「国家は公的生活と私的生活との矛盾、一般的利害と特殊的利害との矛盾に基礎をおいている。したがって、行政は形式的かつ消極的な活動にかぎられざるをえない。なぜなら、ブルジョワ生活とその労働がはじまるころ、ちょうどそのところで行政の権力がはたらかなくなるからである。〔……〕もし近代国家がその行政の無力を除こうとするならば、現在の私的生活を止揚しなければならないだろう。またもし私的生活を止揚しようと望むなら、自分自身をなくさなければならぬ。なぜなら近代国家は私的生活との対立においてのみ存在するのだからである。」(ibid., 456)

マルクスによれば、ルーゲばかりかフランス革命時の急進的政治家たちでさえも、社会的害悪の原因を「国家の本質」に見いだすのではなく、むしろ「特定の国家形態」(例えば君主制)に見だし、「他の国家形態」

(民主制)に取って代えようとしてきたという(ibid., 455)。すでに見たように、マルクスが批判するこの政治的解放論は、フランスの社会主義者(ルイ・ブランやコンシダラン)を肯定的に評価していた「国法論批判」における自身の立場でもあった<sup>6)</sup>。もっとも、ここでの「国家の本質」とは、「ド・イデ」以降に定式化されるブルジョワ社会それ自体の矛盾を意味するわけではない。マルクスは、「ユダヤ人問題によせて」においてと同様に、国家の本質を公的領域と私的領域の矛盾、すなわち一般的利害と特殊的利害の矛盾に見いだしている。とはいえ重要なのは、ポリティカル・エコノミー批判の進展にともなう、国家の活動(行政)による社会改良の限界が問題化されている点である。

近代の二元主義を前提とすれば、公的国家は、私人の特殊的利害に対して一般的利害を実践的に担保しうる。そのため、イングランドの救貧立法のように、近代国家はブルジョワ社会の害悪、すなわち「貧困問題」に対する介入措置を講じることができる。しかしマルクスが強調するように、近代国家は、自らの外部に存在する私的領域それ自体を侵害することはできず、その行政措置は形式的かつ消極的なものにならざるをえない。「実際、このブルジョワ生活の、この私的所有の、この商業の、この産業の、さまざまなブルジョワ群間の相互略奪の、非社会的本性から生まれる諸帰結にたいしては、無力が行政の自然法則である」(ibid., 456)。というのも、近代国家それ自体は、ブルジョワ社会に立脚する限りにおいて存在しており、その公的活動は私的利害によって絶えず制約されざるをえないからである。したがって、国家のブルジョワ社会に対する介入措置の限界は、特定の国家形態ではなく、国家の本質である公私の二元主義にこそ求められなければならない。つまり、ブルジョワ社会の私的生活それ自体を止揚するためには、国家の公的生活それ自体も止揚されなければならないのである。たしかに、ブルジョワ社会と政治的国家の両者を克服しようとする視点は「国法論批判」でもすでに見られた。しかし、「批判的論評」では古典古代と近代の比較をつうじて、ブルジョワ社会に固有の論理がより具体的に展開されている。

「無力が行政の自然法則である理由はなぜなら、ブルジョワ社会のこの分裂性、この卑劣さ、この奴隷状態こそ、近代国家をささえている自然的基礎だからである。それはちょうど、奴隷制のブルジョワ社会[オイコスのこと]こそ、古典古代国家をささえてい



る自然的基礎だったのと同様である。国家の存在と奴隷制の存在とは、切りはなすことができない。古典古代国家と古典古代奴隷制——それはおおびらな古典的対立である——は、近代国家と近代不正営利世界——それは偽善的なキリスト教的対立である——におとらず、たがいに密接に接合されている。」(ibid.)

ほぼ同時期に執筆された『聖家族』においても、近代ブルジョワ社会に固有の奴隷状態との対照で、古典古代の奴隷制が引き合いにだされている。たしかに、この歴史比較は「ド・イデ」以降の「唯物論的歴史観」に相当する水準のものではない。とはいえ、マルクス自身が「パリ・ノート」のなかで、クセノポンの著作からアテネの政治体制を研究していたことを想起しておこう(MEGA IV/2, 389f.)。アリストテレスの『政治学』に見られるように、古典古代のポリス(政治的共同体)は、奴隷に委託できるオイコス(経済的共同体)とは明確に区別され、ポリスとオイコスの対抗関係は公的なものと私的なものの対立として表現される。その意味で、古典古代ではオイコスにおける奴隷制がポリスの自然的基礎であった。マルクスによれば、近代の二元主義においても、公的國家(ステイト)は、私的な経済的領域であるブルジョワ社会における「奴隷制」を自然的土台として承認している。もっとも、古典古代における市民(ポリス)と奴隷(オイコス)の対立とは異なり、近代社会において人間たちは市民でありながら奴隷である。なぜなら近代人は、公的領域においては一般の人権が保証された政治的市民、そして私的領域においては「営利活動と自身ならびに他人の私利的欲望の奴隷」(MEW 2, 120)に分裂しているからだ。つまり、近代社会においては、私的領域における「欲望の奴隷」状態こそが公的領域の自然的基礎なのである。もはやマルクスは、「国法論批判」のように立憲国家における政治的民主主義に幻想をもたない。「民主主義的代議制国家とブルジョワ社会の対立は、公的共同体と奴隷制の古典的対立の完成である」(ibid., 123)。さらに重要なのは、公私の両領域は単に分離しているだけではなく、古典古代とは異なる近代固有の仕方<sup>1</sup>で結合しているという点である。

「アナーキーは分岐する特権から解放されたブルジョワ社会の法則であり、ブルジョワ社会のアナーキーは近代の公的状態の基礎である。さらに、公的状态は、それとして、このアナーキーの保証Gewähr

でもある。両者は、対立しているだけ、それと同じだけ互いに制約し合っている。」(ibid., 124)

ここで興味深いのは、公的國家が、「欲求の体系」(ヘーゲル)としてのアナーキーなブルジョワ社会に基礎づけられているだけでなく、それを保証しているという点である。しかし、これはブルジョワ社会を「組織する形態として」(MEGA I/2, 31)政治的國家を把握したヘーゲルの見方とは異なっている。マルクスにとって、近代的二元主義の特徴は、古典古代のような形式的な分離および結合ではなく、両者が分離すればするほど結合しあうという固有のダイナミズムをもっている。つまり、マルクスが近代國家に固有の論理として把握した公的國家の一般性は、ヘーゲルの立憲君主制とは異なり、官僚制や身分制議會に媒介されて近代の二元主義が最終的に止揚されることを意味しない。しかも、近代國家の公的状态は、どのような政治的解放がおこなわれたとしても、それ自体としてブルジョワ社会における私的利害の対立を解消することはなく、むしろ私的個人の分裂状態と密接不可分なのである。この点に関連してマルクスは、先の「批判的論評」においてルーゲの政治中心主義を次のように批判している。

「國家が強力であればあるほど、したがってある國が政治的であればあるほど、國家の原理のうちに、つまり國家を自らの活動的で自己意識的な公式の表現とする社会の、その現在のしくみEinrichtungのうちに、社会的欠陥の原因をもとめたり、社会的欠陥の一般原理をつかんだりすることを、ますますしなくなりがちである。政治的知性がまさに政治的理解力であるのは、それが政治の諸制限内部で考えるからこそである。政治的知性は、鋭く、生きいきしていればいるほど、社会的欠陥をとらえることがますますできなくなる。」(ibid., 456f.)

ブルジョワ革命後のイングランドやフランスとは異なり、当時のプロイセンでは政治的解放が不十分であり外観上も政治的権力が強大であった。そのため、ルーゲのように國家の形態や國家の行政的介入のみを問題化する政治中心主義はいっそう強力となっていた。この転倒した觀念は、「ド・イデ」の「シュティルナー章」でさらに批判されることになるが、『独仏年誌』以降のマルクスはもはや「政治の自律性」に幻想を抱かない。つまり、國家の介入形態そのものではなく、國家の本質・原理とし

ての社会構造が分析されなければならないのだ。ただし、マルクスは国家批判を放棄したわけではない。なぜなら、近代社会の現実的な基礎である私生活は公的国家によって保証されるほかに、両者はますます互いに制約しあっているからである。すでにこのとき、マルクスはポリティカル・エコノミー研究を開始し、多くの抜粋ノートや「経哲手稿」をしたためていたが、それは決して狭義の経済分析ではなかった。むしろ、マルクスは、ブルジョワ社会と構造的に等価な近代国家の論理を具体的に把握するために、社会システム総体の分析を試みたのである。

## V

### 「ドイツ・イデオロギー」諸草稿における「政治的形態」規定

すでに見たように、ポリティカル・エコノミー研究を始めた1844年ころ、マルクスはなおも「政治(学)および国民経済学の批判」を構想していた。一方、同時期のエンゲルスは、マルクスと『聖家族』を共同執筆する以前から、『独仏年誌』に「国民経済学批判大綱」といった論文を掲載するなど、ポリティカル・エコノミー研究の面でマルクスよりも先行していた。マルクスは、45年夏にエンゲルスとともにイングランドを旅行し、古典派経済学の研究にいつそう没頭することになるが、その結果として当初の構想は中断されることになる。つまり、国民経済学の批判的研究は断続的に行われたが、他方で政治(学)批判としての国家批判は完全なプラン倒れになってしまった(大藪[1978]:54)。それに代わって、「ド・イデ」諸草稿を執筆するなかで自らの「哲学的良心」を清算し、「唯物論的歴史観」や「唯物論的方法」を確立するに至っている<sup>※7)</sup>。こうした経緯もあって「ド・イデ」で素描された国家批判、例えば「幻想的共同体」論は、シュティルナーなどのヘーゲル左派に対する批判的コメントにすぎないとする向きもある(廣松[1989]:33、小林[1992])。しかし、果たして本当にそう言い切れるのだろうか。

私たちの課題は、マルクスの「唯物論的歴史観」や「唯物論的方法」の形成史ではなく、あくまで後のポリティカル・エコノミー批判の観点から「ド・イデ」における国家批判の射程を見定めることにある。「導出論争」のなかでマルクスの初期著作を重視する論者は少なかったが、そのなかでも特に「ド・イデ」を重視したのがヒルシュである。彼は、後に明示的となる「政治的形態」概念が「ド・イデ」において萌芽的に展開されていると主張

する。その際にヒルシュが依拠するのは、1980年代末に形態分析を総括したヘルムート・ブレンテルの研究である。彼は、バクハウスやライヒェルトにならって、マルクスの価値論から、経済的形態と政治的形態の両者を包括するカテゴリーとして「社会的形態」概念を導出している。私たちは、この「社会的形態」規定をつうじて、資本主義社会のもとで政治的な支配-従属関係が帯びる独自の形態を把握することができる。

「[私的に生産された労働生産物の社会性が確認される]商品交換によって、あらゆる社会において要請されなければならない労働の社会性は、独自の社会的形態を受け取る。この社会的形態においてこそ、諸労働の同等性や労働生産物の価値性格といった労働の社会性が成立しうるのである。」(Brentel [1989]:13)

ポリティカル・エコノミー批判としての形態分析によれば、「土台-上部構造」論は次のように厳密に理解されなければならない。すなわち、労働の社会的形態から経済的構造である生産諸関係が形成されるのだが、それと同時に、労働の社会的形態から、経済的土台に照応するかたちで政治的上部構造が形成されるのである。マルクスのポリティカル・エコノミー批判の主題は、「労働の社会的形態」規定を媒介として、狭義の経済分析ではなく、あくまでも国家を含む資本主義社会システム総体を把握することにあつた。実のところ、「ド・イデ」の「シュティルナー章」においても、「社会的形態」という概念が歴史貫通的な規定として次のように端的に説明されている。

「本当はそうする[宗教を自己原因とする]代わりに、宗教を経験的な諸条件から説明し、いかにして特定の産業および交通関係が、必然的に、ある一定の社会形態、したがってまたある一定の国家形態、したがってまたある一定の宗教的意識の形態と結合しているかを明らかにすべきなのである。」(MEGA 1/5, 204)

このように、フォイエルバッハ批判を介してマルクスが確立した「唯物論的方法」においても「社会的形態」規定が萌芽的に見いだされる。マルクスによれば、諸個人がとり結ぶ特定の生産関係は、必然的に特定の社会形態を帯びると同時に、特定の国家形態ならびにイデオロギー形態を受け取るほかない。こうして、「ド・イ

デ]諸草稿では、生産関係の「社会的形態」という観点から、歴史貫通的な「土台-上部構造」論が定式化される。すでに見たように、『聖家族』においては、古典古代と近代を比較することで、両者に共通する公私の二元主義が明らかにされていた。「ド・イデ」においては、①部族所有②古典古代的所有③中世の封建的・身分的所有という所有諸形態が歴史的に考察されることで、「唯物論的歴史観」が素描されている。

「諸個人のたんなる「意志」には決して依存していない彼らの物質的な生活、交互に制約し合う彼らの生産様式と交通形態、これこそ国家の実質的土台であり、そしてこのことは、分業と私的所有がまだ必要であるようなすべての段階において、諸個人の意志からはまったく独立にそうである。これらの現実的な諸関係はいずれにせよ国家権力によって作り出されたのではなく、むしろそれらは国家権力を作り出す権力である」。(ibid., 382f.)

分業および私的所有の発生以降つまり「階級歴史貫通」的に、諸個人の物質的な生活様式から、諸個人の意志とは独立した独自の社会形態および国家形態が生成する。マルクスによれば、分業によって発展した生産力は、現実的諸個人にたいして「彼ら自身が結合した権力 Macht として現象せず、むしろ疎遠な、彼らの外に立つ暴力 Gewalt として現象するのであり、[……]この暴力を彼らはもはや支配することができず、それは逆に、いまや人間たちの意志や行動から独立」する(ibid., 37)。そして、現実的諸個人は生産力の特定の発展段階において生産関係をとり結び、さらにこの現実的諸関係を土台として外観上の共同体あるいは国家へと結合する。ただし、諸個人の社会的共同性を体現するはずの政治的共同体(国家)は、常に諸個人に対して自立化する疎遠な社会的権力となっている。なぜなら、「同時にまたこの共同体は、一階級が他階級に対抗して連合化したものだったので、被支配階級にとってはまったく幻想的な共同体であったばかりか、新たな桎梏でもあった」からである(ibid., 96)。とはいえ、マルクスにとって問題なのは、階級歴史貫通的な「土台-上部構造」そのものではなく、まずもって近代の二元主義に独自の社会的形態にほかならなかった。じじつ、18世紀以降に発展した近代ブルジョワ社会においては、「生産と交通から展開する社会組織」(ibid., 115)を土台として政治的国家とその他の観念的上部構造が形成される。「ド・イ

デ」の「幻想的共同体」論はこの文脈において理解されなければならない。

「諸個人が彼らの特殊な——彼らにとって彼らの共同的利害とは一致しないものだけを追求するからこそ——これは、彼らにとって「疎遠な」、彼らから「独立した」、それ自体ふたたび特殊で独特な「一般的」利害として押し通されるか、あるいは、彼ら自身が、民主制におけるように、この分裂のなかで動かざるをえない。他方で、それゆえに、たえず共同的利害と幻想的な共同的利害とに現実的に対立する、これらの諸特殊利害の実践的闘争もまた、国家としての幻想的に「一般的な」利害による実践的な介入と制御を必要にさせる」。(MEGA 1/5, 34-37)

この議論の理論的基礎には、「ド・イデ」で確立された物象化論的な問題構成が存在する。つまり国家は、単なる物理的な暴力装置ではなく、諸個人の特殊利害から「自立し」諸個人に対立する「社会的連関」、すなわち特定の権力関係として把握されている。ただし、ここで注意すべきことは、階級対立発生後の国家が考察されているのではなく、ブルジョワ社会に対応する近代国家に独自の規定が展開されている点である。近代国家は、ブルジョワ社会においてたとえ「幻想的」な姿態をとるとはいえ、共同的利害を「一般的」利害として自立的に体現し、ブルジョワ社会に対して実践的な介入および制御をおこなうことができる。これこそがブルジョワ社会において近代国家が独自に帯びる「政治的共同性」なのである。こうした近代ブルジョワ社会に独自の国家形態は、近代的私的所有との関連において次のように定式化されている。

「私的所有の共同体からの解放によって、国家は、ブルジョワ社会とならんで、かつその外にある特殊な存在となったが、しかし、それはブルジョワたちが、外に向かっても内に向かっても、彼らの所有と諸利害の相互保証のために必然的に自分たちに与える組織の形態にはかならない」。(ibid., 116)

近代に独自の社会形態としてのブルジョワ社会が発展すると、共同体が完全に解体し私的所有もまた近代的な社会的形態を帯びる。そして、ブルジョワ社会の外部に成立した公的国家という幻想的共同体もまた、近代的私的所有を保証するという独自の形態規定をう

けとるのである。ここでは、「国法論批判」以降ヘーゲルから受け継いだ近代的二元主義が、所有形態と階級規定を媒介として、諸個人のとり結ぶ生産関係が必然的に帯びるほかない社会-国家形態として具体化されている。しかも、より重要なのは、「ド・イデ」諸草稿において、近代国家の公的 성격が、ブルジョワ社会に固有の社会的形態に対応した「政治的形態」として再定義されていることだ。

「国家は、支配階級の諸個人が彼らの共通の諸利害を貫徹し、ある時代のブルジョワ社会全体が自己を総括する *zusammenfassen* 形態であるから、その帰結として、あらゆる共同的諸制度 *Institution* が国家によって媒介されて、政治的形態をとることになる。そこから法律は、意志に、しかも、その現実的土台から切り離された意志である自由な意志にもとづくかのような幻想が生ずる。同様に、法権利は、その場合にこれまた法律に還元される。」(ibid., 117)

この「ブルジョワ社会が自己を総括する」国家形態という概念は、「国法論批判」以来マルクスが堅持してきた近代的二元主義を新たに定式化したものである。ただし、田畑稔が注意を促しているように、主体としての国家がブルジョワ社会を総括するのではない。逆に、ブルジョワ社会自身が自らを国家という形態において総括するである(田畑[2004]:449)。じじつ、マルクス自身もすでに『聖家族』において、国家がブルジョワ社会を総括するのではなく、ブルジョワ社会が国家を総括するという観点を示唆していた。「現実には反対に国家がブルジョワ的生活によってまとめられている *zusammenhalten* のに、ブルジョワ的生活は国家によってまとめられるべきであると今日においてなお錯覚するのは政治的迷信だけである」(MEW 2, 128)。

ただし、「ド・イデ」で言及される「ブルジョワ社会」は、私的利害が対立する経済領域をたんに意味するわけではない。すなわち、マルクスは、「社会的形態」概念をつうじて、生産力の特定の発展段階において諸個人が必然的にとり結ぶ生産および交通関係として、ブルジョワ社会を把握している。近代国家は、このブルジョワ社会に固有の社会的形態規定、すなわち社会的権力によって生み出されたものであって、現実の生産関係それ自体を独自に生み出すことはできない。しかしながら、特定の現実的諸関係によって制約された私的諸個人の意志は、政治的形態に媒介されて「国家意思、法律と

しての一般的表現」(MEGA I/5, 383)を与えられるほかない。いわゆる「社会契約論」が想定するのは反対に、「国家が支配的な意志によって存立するのではなく、諸個人の物質的生活様式から生じる国家がまた、一つの支配的な意志の姿態をもつのである」(ibid., 384)。ここからまた、現実的諸関係から分離した自由意志に法律を還元する法学幻想が必然的に生じることになる。

「ド・イデ」で展開された「政治的形態」規定によれば、近代国家は、ブルジョワ社会から分離しているものの、支配階級の諸利害や私的所有を保証する公的形態として、ブルジョワ社会を必然的に総括する。「支配階級は彼らの共同的支配を公的権力、国家として構成する」(ibid., 413)。この意味において、『宣言』で述べられているように、「近代の国家暴力は、ブルジョア階級全体の共同的事業を処理する委員会にすぎない」(MEW 4, 464)。ただし、形態分析の観点からすれば、こうした「階級支配の道具」としての国家規定には大きな重要性を与えることはできないだろう。むしろ、ブルジョワ階級全体に共通する一般的利害や共同的制度を、幻想的にはあれ体現するという国家の公的 성격に着目すべきである。要するに、国家批判の核心は、階級支配や暴力装置としての国家の「内容」ではなく、むしろブルジョワ社会を総括するという国家の「形態」を把握することなのだ。

ここで注意すべき点は、この国家＝形態という概念が、「ユダヤ人問題によせて」や「批判的論評」において国家の本質と対置された、君主制や民主制といった特定の国家形態を意味するわけではないということである。「ド・イデ」で述べられているように、「政治的形態」概念の核心は、支配階級のみならず「一般にブルジョワ社会のすべての成員が、彼らの共同的利害を保証するために、自分たちをわれわれとして、道徳的人格として、国家として構成することを余儀なくされている」という規定にある(MEGA I/5, 414)。したがって、『哲学の貧困』において強調されているように、国家権力は、たんに支配階級の道具ではなく「まさにブルジョワ社会における〔諸階級の〕敵対性を公式に要約したもの」にほかならない(MEW 4, 182)。ブルジョワ社会は、たとえ「幻想的」な姿態をおびるとはいえ、対立する特殊的利害にたいして一般的利害を担保する国家介入を必要とする。そして、ブルジョワ社会における「共同的利害」が政治的形態を帯びることについては、『ルイ・ボナパルトのブリュメール18日』においても次のような記述が見いだされる。

「あらゆる共同的利害は、村落共同体の橋や校舎や自治体財産からフランスの鉄道や国有財産にいたるまで、すぐに社会から分離されて、より高い一般的利害として社会に対置され、社会構成員の自発性からもぎ取られて、政府活動の対象とされた。」(MEGA I/11, 178f.)

近代以前の村落共同体における共同的利害は、私的諸個人が自分たちの共同的利害と一致しない特殊の利害を追求する近代ブルジョワ社会になると、幻想的共同体である公的国家の「一般的利害」として体现されるほかない。この引用で注目すべきは、ブルジョワ社会において、本源的には社会の構成員にとって共同的事業であったインフラや公共財の供給が、諸個人の社会的関係から分離した近代国家の「政治的形態」に媒介されるという点である。ここから、ブルジョワ社会に独自の社会的形態ではなく公的国家の一般性こそが法律や財政システムなどの共同的制度を生み出すという国家幻想が生まれてくる。「ブルジョワ社会が自己を総括する国家」という政治的形態をふまえるならば、マルクスの「幻想的共同体」論とは、公的国家が私的諸個人の社会的諸関係に対して絶えず実践的に介入せざるをえない点を強調したものであるといえよう。もちろん、

この国家介入の必要性は国家の一般性それ自体からではなく、むしろブルジョワ社会それ自体の矛盾から説明されなければならない。こうしてマルクスは、さらなるポリティカル・エコノミー批判をつづじてブルジョワ社会における経済的形態規定(商品、貨幣、資本)を分析していくことになる。

以上、近代的二元主義にもとづく初期マルクスの国家批判において、萌芽的ではあれ「国家の形態分析」が見いだされることを確認してきた。公私の近代的二元主義は、「国法論批判」においては特定の国家形態(政治的解放論)によって、「ユダヤ人問題によせて」においては一般的利害と特殊の利害の矛盾の止揚(人間的解放論)によって克服すべきものであった。特に重要なのは、マルクスが「批判的論評」において政治中心主義や社会国家幻想をはっきりと批判していたという点である。そして、「ド・イデ」で明らかになったように、近代的二元主義を克服するためには、国家の政治体制ではなくブルジョワ社会に固有の「社会的形態」規定が変革されなければならない。こうして、初期マルクスが定式化した公的国家と私的ブルジョワ社会の二元主義は、ポリティカル・エコノミー批判としての形態分析に引き継がれることになる。

## 注

- ❖1) 「国家導出論争」とそこで扱われた形態分析というアプローチについては、隅田[2020b]を参照のこと。
- ❖2) ポリティカル・エコノミー批判の前提にある「フォイエールバッハ=テーゼ」以降の哲学批判、とくに啓蒙主義批判の意義については、佐々木[2016]:第I部を参照。
- ❖3) マルクスは、フォイエールバッハの唯物論によって、ヘーゲルの理念主義を克服しようとしたが、この点については多くの先行研究が存在するので本稿では割愛する。
- ❖4) なお、「体系的展開の二重化」と要約された「第Iボーゲン」は消失してしまっている。
- ❖5) シューファーは「国法論批判」の分析において、「政治的国家がブルジョワ社会の矛盾を止揚できないということは、まさにブルジョワ社会の矛盾を原因とする国家それ自体の本質、すなわち

国家それ自体の形態に依存している」(Schäfer[2018]:40)と述べている。しかし、「ブルジョワ社会の矛盾」が分析されるのは「ド・イデ」以降であって、「国家の形態分析」をヘーゲル法哲学批判において直接読み込むことはできない。

- ❖6) ただしシュロモ・アヴィネリは、「国法論批判」執筆時においてもマルクスの民主制論が独自の人間的解放論と不可分であった点に注意を促している(Avineri[1968]:33-34)。
- ❖7) なお、伝統的マルクス主義の主張とは反対に、「史的唯物論」を定式化した『ドイツ・イデオロギー』という著作なるものが存在するわけではない。近年刊行されたMEGA第I部第5巻の解題では「もともとはマルクス、エンゲルス、ヘス、後にはもっぱらマルクスによって編集されるはずの『季刊誌』という形でさしあたり公刊される予定であった」と述べられている(MEGA I/5, 726)。

## 凡例および参考文献

マルクス、エンゲルスからの引用は、Marx/Engels Gesamtausgabe についてはMEGA, Marx/Engels Werke についてはMEWと略記し、巻数と頁数を付記した。なお、引用中の〔 〕は筆者による補足、下線による強調は原文のものであり、傍点による強調は筆者によるものである。

- Abensour, M.(2012), *La Démocratie contre l'État*, Editions du Félin, Paris(松葉類・山下雄大訳『国家に抗するデモクラシー』法政大学出版局, 2019年)。
- Arndt, A.(2011), *Karl Marx. Versuch über den Zusammenhang seiner Theorie. Durchgesehene und um ein Nachwort ergänzte zweite Auflage*,

- Akademie-Verlag, Berlin.
- (2014), „...unbedingt das letzte Wort aller Philosophie“ Marx und die hegelsche Dialektik, in *Karl Marx-Perspektiven der Gesellschaftskritik*, De Gruyter, München.
- Avineri, S.(1968), *The Social & Political Thought of Karl Marx*, Cambridge University Press, Cambridge(中村恒矩訳『終末論と弁証法』法政大学出版局, 1984年).
  - Brentel, H.(1989), *Soziale Form und ökonomisches Objekt*, Westdeutscher Verlag, Opladen.
  - Demirovic, A.(1997), *Demokratie und Herrschaft*, Westfälisches Dampfboot, Münster(仲正昌樹ほか訳『民主主義と支配』御茶の水書房, 2000年).
  - Gold, D. A. & Lo, C. Y. H. & Wright, E. O.(1975), Recent Development in Marxist Theories of the State, in: *Monthly Review* 27(5) (清水裕訳『マルクス主義資本主義国家論の新展開』『未来』No. 115-117, 1976年).
  - Hegel, G. W. F.(1970), *Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse*(1821), in: *Werke*, Bd. 7, Suhrkamp, Frankfurt a. M.(藤野渉・赤沢正敏訳『法の哲学』中央公論新社, 2001年).
  - Heinrich, M.(1999), *Die Wissenschaft vom Wert*, Verlag Westfälisches Dampfboot, Münster.  
——(2004), *Kritik der politischen Ökonomie: Eine Einführung*, Schmetterling-Verlag, Stuttgart(明石英人ほか訳『資本論』の新しい読み方』堀之内出版, 2014年).
  - Hirsch, J.(2005), *Materialistische Staatstheorie: Transformationsprozesse des kapitalistischen Staatensystems*, VSA, Hamburg(表弘一郎ほか訳『国家・グローバル化・帝国主義』ミネルヴァ書房, 2007年).
  - Hudis, P.(2012), *Marx's concept of the alternative to capitalism*, Brill, Leiden/Boston.
  - McLellan, D.(1970), *Marx before Marxism*, Harper & Row, New York(西牟田久雄訳『マルクス主義以前のマルクス』勁草書房, 1972年).
  - Paschukanis, E.(1929=2003), *Allgemeine Rechtslehre und Marxismus*, çira-Verlag, Freiburg(稲子恒夫訳『法の一般理論とマルクス主義』日本評論社, 1986年).
  - Postone, M.(1993), *Time, Labor, and Social Domination*, Cambridge University Press, Cambridge(白井聡・野尻英一訳『時間・労働・支配』筑摩書房, 2012年).
  - Reichelt, H.(1974), Zur Staatstheorie im Frühwerk von Marx und Engels, in *Staatstheorie: Materialien zur Rekonstruktion der marxistischen Staatstheorie*, Ders. & Reichelt, H. & Hennig,
  - Riedel, M.(1969), *Studien zu Hegels Rechtsphilosophie*, Suhrkamp, Frankfurt a. M.(清水正徳・山本道雄訳『ヘーゲル法哲学』福村出版, 1976年).
  - Schäfer, M.(2018), *Bürgerliche Gesellschaft und Staat: zur Rekonstruktion von Marx' Theorie und Kritik des Staates*, Epistemata, Königshausen & Neumann.
  - Wolfe, A.(1974), New Direction in the Marxist Theory of Politics, in: *Politics and Society* IV, No. 2.
  - 有井行夫(1987)『マルクスの社会システム理論』有斐閣
  - 大藪龍介(1978)『マルクス, エンゲルスの国家論』現代思潮社  
——(1996)『マルクス社会主義像の転換』御茶の水書房
  - 小林一穂(1992)『「国家=幻想的共同体」論』岩佐茂ほか編『ドイツ・イデオロギーの射程』創風社
  - 佐々木隆治(2016)『マルクスの物象化論』社会評論社
  - 柴田高好(1973)『マルクス国家論入門』現代評論社
  - 隅田聡一郎(2020a)『アソシエーションの政治的形態』『マルクス研究会年誌 第3号』マルクス研究会  
——(2020b)『マルクスの「国家財政」批判』『季刊 経済理論 第57巻 第1号』桜井書店
  - 平子友長(1984)『近代市民社会理論の問題構成』佐藤和夫ほか著『市民社会の哲学と現代』青木書店
  - 田畑稔(2004)『マルクスと哲学』新泉社
  - 廣松渉(1989)『唯物史観と国家』講談社学術文庫
  - 細見英(1979)『経済学批判と弁証法』未来社
  - 山中隆次(1972)『初期マルクスの思想形成』新評論
  - 渡辺憲正(1989)『近代批判とマルクス』青木書店